

西東京市立碧山小学校 学校いじめ対策基本方針

1 基本的な考え方

- いじめを「しない・させない・許さない」学校をつくる。
- 全ての児童が、安全に安心して学校生活を送ることができるような学校をつくる。
- いじめ問題の解決のために、国・地方公共団体・学校・地域社会・家庭・その他の関係者と連携して取り組む。
- 児童に対して、いじめを行ってはならない・いじめを放置しない・いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解できるように指導を徹底する。
- いじめはどの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るものであるという認識に立つ。
- 児童の尊厳を守り、児童をいじめに向かわせないために、全教職員が取り組むべき課題であるという認識をもつ。

2 未然防止のための取組

(1) 児童・生徒への取組

- 安心・安全な学校生活
 - ・授業規律の徹底
 - ・碧山小学校の約束を守る（隙間のない生活指導）
 - ・教室環境の整備・学年会の充実・学級経営の充実
 - ・教職員の不適切な発言や体罰に対しての留意
- 分かる授業の展開
 - ・自己決定の場がある授業づくり
 - ・児童の自己肯定感を与える場面のある授業づくり
 - ・教職員による相互の授業参観の実施
- コミュニケーション能力の育成といじめに対する正しい知識の習得
 - ・学期ごとの生活アンケートの実施
 - ・体験的な授業やあいさつ運動、たてわり活動の充実、代表委員会によるいじめ防止動画の作成
 - ・インターネット等の利用に関する情報モラルの周知など SNS 碧山ルールの実施

(2) 保護者・地域への取組

- 学校だよりを活用したいじめ防止に係る啓発
 - ・いじめはどの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るものである、という意識を共有
- 学校公開や保護者会における話題の提供と話し合い
- 道徳授業地区公開講座の活用や講演会の開催

(3) 関係機関との取組

- 教育相談の充実
 - ・児童一人一人にきめ細やかな指導をしていくために、SC や巡回相談員との綿密な相談
 - ・スクール・ソーシャルワーカーとのきめ細やかな打ち合わせ
 - ・市の様々な施設や民生委員、学校評議員、近隣の児童館の職員、育成会との情報交換
 - ・学校運営連絡協議会での情報交換の充実
- 教職員の研修の充実
 - ・いじめ問題に関する研修を関係機関に依頼

3 早期発見のための取組

○教職員間の情報の共有

- ・学年会での情報共有
- ・週1回の生徒指導夕会での学校全体での情報共有
- ・授業時間外の児童の様子の確認
- ・児童の変化を兆候としてとらえ細かく把握

○学校行事

- ・地域訪問 個人面談
- ・授業公開週間
- ・生活指導全体会 教育相談研修会 いじめに関する授業
- ・学校生活アンケートの実施

○いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われているということを全教職員が認識する。

○些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもち、早い段階から積極的に認知する。

4 早期対応のための取組

（１）初期対応の取組

○いじめの発見、通報を受けた場合は、いじめ虐待防止委員会（月2回）で組織的に対応し、方針を明確化し全教職員に周知徹底するとともに、ケースにより市教育委員会に報告する。

○対応は一人では行わず、必ず複数で行うようにする。

○聞き取った話や1日の様子を必ずいじめ虐待防止委員会で確認する。

○事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告する。

○犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、ためらうことなく校長が所轄警察署に連携することもある。

（２）被害児童・生徒への支援

○いじめを受けた児童といじめを知らせてくれた児童の安全確保をする。徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去する。

○速やかに被害児童に事情を聞き、事実確認をする。

○SCと連携して、いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応をする。

○被害児童保護者には、速やかに学校で把握した事実を正確に伝え、定期的・具体的な対応策を協議する。

（３）加害児童・生徒への指導

○自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめの背景に目を向けた指導を行う。

○保護者へは、いじめの事実を納得の上、以後の対応についての協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

○ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。

5 重大事態への対処

(1) 被害児童への対応

学校は、被害児童の安全を確保する。また、児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

(2) 関係機関等との連携

重大事態に対しては、教育委員会に報告し、連携して対処する。

被害児童に対しては、スクールカウンセラーや臨床心理士等活用し、児童や保護者のケアを行う。

犯罪行為として取り扱われるべき事案については田無警察署と連携して対処する。

(3) 調査等について

重大事態に係る事実確認を明確にするための調査の実施又は市条例 11 条に規定する「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」が行う調査について協力する。

重大事案の調査結果についての市条例第 12 条に規定する「西東京市いじめ問題調査委員会」が行う（再調査）に協力する。

6 組織的な対応の在り方

(1) 組織的な指導体制

○生活指導部を中心に、学校全体の生活指導を行っていく。

○生活指導部とは別に、いじめ虐待防止校内委員会を立ち上げ、月 2 回いじめ問題について話し合う。

(2) 相談体制

○学校のいじめ相談・通報窓口の周知

- ・校長 副校長 養護教諭 SC の周知
- ・相談申し込みポストの活用

○学校以外でのいじめ相談の周知

- ・24 時間いじめ相談ダイヤル
- ・子どもの人権 110 番

7 研修体制

○夏休みに学校問題解決研修で、いじめ問題に対する心構えや組織的にどのように対応するのかなどを研修する。

○学期に 1 回、いじめに関する研修を全教員で行う。

○学期始めには、いじめに関する授業を全クラス必ず行うようにし、どのような授業をしたのかの情報交換を行い、研修を進めていく。